

大切なお知らせ

自由民主党母子寡婦福祉対策議員連盟
衆議院議員 左藤 章

「ひとり親世帯臨時特別給付金」の
**申請期限が
迫っています!!**

「追加給付」
の申請は
お済みですか？

申請締切日: 2月28日(日) 消印有効

ひとり親世帯臨時特別給付金、追加給付金

給付金	ひとり親家庭の方	低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金	【基本給付】 (再支給分の金額含む) 1世帯 10万円 、 第2子以降は + 6万円	①児童扶養手当受給者 ※振込済 ②年金受給のひとり親 ③収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となったひとり親 ※上記②または③に該当する方で、まだ基本給付の支給を受けていない方は、申請を行う事で、再支給を含めた額が支給されます。
			【追加給付】 1世帯 5万円	基本給付を受給した①、②の対象者のうち、収入が減少した方 ※自己申告 ※添付書類不要

ご案内リーフレット



←
ひとり親世帯
臨時特別給付
金について



←
「基本給付」
再支給のご案内



←
公的年金等を
受給している
ひとり親家庭
の方へ



←
追加申請は
お済みです
か？



←
家計急変者対
象ご案内リー
フレット

「ひとり親世帯臨時特別給付金」に関する相談窓口はこちら

■ 大阪市「ひとり親世帯臨時特別給付金」担当 (平日9:00~17:30)

こども青少年局子育て支援部こども家庭課

TEL: 06-6208-8289 FAX: 06-6202-6963

メールアドレス: hitorioya-kyufukin@city.osaka.lg.jp

※電話が繋がりにくいことがありますので、できる限りメールでのお問い合わせにご協力をお願いします。

■ 厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター

(給付金の支給要件などのご質問はこちらへ)

0120-400-903 (9:00~18:00 土、日、祝日を除く)